

事業所事務長 様  
実務担当責任者 様

人事総務課長

## 健康保険「被扶養者資格の再確認」について

日頃より、人事総務課実務へご協力いただきありがとうございます。  
協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。  
つきましては、『健康保険被扶養者資格再確認調査票』を送付しますので対象職員への配付・回収をお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、人事総務課までご連絡ください。

### 記

#### 1. 送付書類

- (1) 対象者リスト (配付用・提出用)
- (2) 対象職員宛て封筒  
封筒内 { ・『健康保険「被扶養者資格の再確認」の実施について』(説明文書)  
          { ・『健康保険被扶養者資格再確認調査票』  
          { ・『被扶養者現況申立書』(別居の場合のみ提出)
- (3) 「被扶養者調書兼異動届(解除用)」、「回収不能届」※  
        ※職員から申し出があった場合、必要書類をお渡しください。

#### 2. 再確認の対象となる職員・被扶養者

再確認実施時点で現存する被扶養者(家族)を有する職員(対象者リスト参照)

※ただし、次に該当する場合は除きます。

- ・2023年4月1日時点において18歳未満の被扶養者
- ・扶養認定日が2023年4月1日以降の被扶養者
- ・提出期限までに社会保険を資格喪失する職員

#### 3. 提出期限

- (1) 対象職員が事業所に提出する期限 **2023年11月10日(金)**
- (2) 事業所が人事総務課に提出する期限 **2023年11月24日(金)**

※被扶養者(家族)に増減等がある場合、期限に関わらず、至急提出をお願いします。  
(扶養手当支給対象家族に増減がある場合は、給与・一時金支給に関わるため、速やかに申請用紙(組合様式8)にて扶養手当変更申請の届け出をお願いします。)

#### 4. 提出にあたって(お願い)

記入もれ・押印もれがないこと、被扶養者要件を満たしていること、必要書類の添付があること(別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることが確認できる書類等)を確認してください。

人事総務課への提出時は、『健康保険被扶養者資格再確認調査票』右上の提出 No. 順(健康保険被保険者番号順)に並べて提出をお願いします。(提出用 対象者リスト)

年末調整関係書類の提出・確認時期と重なり、厳しいスケジュールとなっておりますが、ご理解ご協力よろしくをお願いいたします。

**大規模事業所においては、書類が全て整うのを待たずに、ある程度整った段階で一度提出してください。**

以上